

総社市印鑑登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月18日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第2号

総社市印鑑登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市印鑑登録及び証明に関する条例施行規則（平成17年総社市規則第113号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>(申請書等) 第10条 略 2 次の各号に掲げる書類は、当該各号に定めるところによるものとする。 (1)及び(2) 略 (3) 条例第5条第2項の規定による照会書・回答書 <u>印鑑登録に関する照会書・回答書</u>（様式第7号） (4)～(7) 略</p> <p><u>様式第7号（第10条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第9号（第10条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第11号（第10条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p>(申請書等) 第10条 略 2 次の各号に掲げる書類は、当該各号に定めるところによるものとする。 (1)及び(2) 略 (3) 条例第5条第2項の規定による照会書・回答書 <u>照会書・回答書</u>（様式第7号） (4)～(7) 略</p> <p><u>様式第7号（第10条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第9号（第10条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第11号（第10条関係）</u> 略</p>

改正後	改正前

附 則

この規則は、令和8年2月24日から施行する。

年 月 日

様

岡山県総社市長



印鑑登録に関する照会書

年 月 日 あなたの印鑑登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に全て自書し、申請した印鑑を押印して、切り離さずに 年 月 日までに申請した窓口へ持参してください。

回 答 書		年 月 日
総社市長	様	
照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。		
住 所	_____	申請した印鑑 _____
本人署名	_____	
生年月日	_____	

代理人に委任するときは、印鑑登録する本人が回答書と委任状を記入して持参させてください。

委 任 状		年 月 日
代理人住所	_____	
代理人氏名	_____	
回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、その権限を委任します。		
本人署名	_____	

備考：持ち物

<本人が来庁する場合>必要事項を記入した本照会書（回答書）、申請した印鑑、本人確認書類

<代理人が来庁する場合>必要事項を記入した本照会書（回答書・委任状）、代理人の登録印鑑、印鑑登録申請時の代理人の印鑑、代理人の本人確認書類

様式第9号 (第10条関係)

印鑑登録原票

印鑑登録番号		登録年月日	
--------	--	-------	--

登録印影	氏名		
	生年月日		性別
	住所		

印鑑登録状態 _____

抹消年月日 _____

抹消事由 _____

様式第11号（第10条関係）

印鑑登録証明書

登録印影	氏名			
	生年月日		性別	
	住 所			

これは、登録されている印影の写しに相違ありません。

年 月 日

岡山県総社市長

